


權謀學

190

(M)



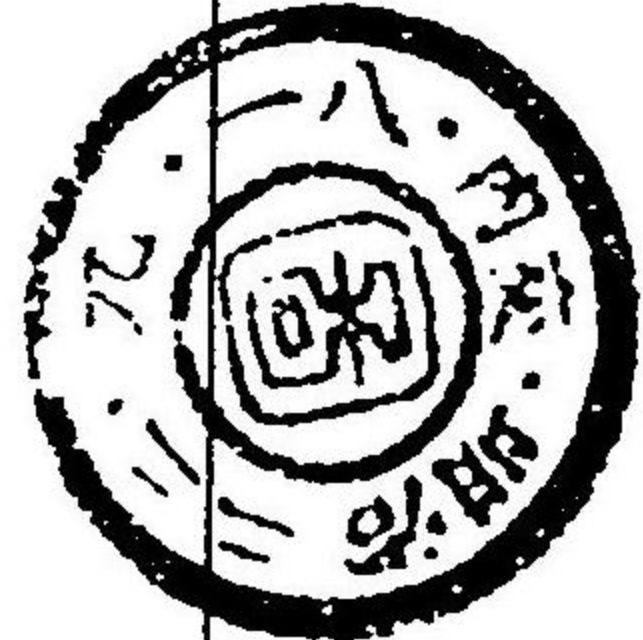
18-190 W220206/22



欽舟居士著

謀學

東京金港堂藏



權謀學序

余本書を記し了て之を復讀するに心に満たざる所尠なからむ自分さへ此くの如くなれば人より見れば猶更ならん是を權謀學と題するは僭越の罪免かれ難きを知る一度はは題名を權謀之分拆と改めんとせしが猶ほ再考するは余が本書を著す主旨の緒論にも記するが如く權謀を一科學と成し得べきとせし世に示し終り完全なる權謀學を興さんとするに在れば本書を權謀學と題するは世人の注意を喚起する善巧方便ならんと之を改めざるに決せり昔は蜀の先主諸葛亮の遺言して曰く若し嗣子輔くべく

んは之を輔けよ如し其れ不才なれば君自ら成
都の主となるべしと余が權謀學に付き世の大
方よ望む所頗る之に類を余の説若し採るべき
所あらば其足らざる所は之を補ひ其誤れる所
の之を正し以て完全なる權謀學を建造せよ若
し夫れ採るに足らざんば新規なる基礎の上に
之を建造すべし余の説捨てらるゝも余に於て
聊かも憾となし何とあれば余の素願は權謀學
を興さんとせむるに在て自分の説を權謀學の眞
理として世よ推し通さんとするよ在らざれば
なり是を序と爲す

明治廿二年晩春の日

柴舟居士誌

二

權謀學目次

第一章	緒論
第二章	權謀學及び權謀の定義
第三章	單權謀及び複權謀
第四章	准權謀
第五章	權謀の運用に必要な條件
第六章	權謀練習法
附錄	權謀實例

№ 20206/22

權謀學

第一章 緒論

柴舟居士



支那戰國の世に韓の公子韓非は刑名の書著す
 はとて天下後世の非難を招けり又中古伊太利
 の大マゼリは「人君」と題する書を著はと
 て大の論の攻撃を受けたり蓋しその此くの
 如き所は二子の書其旨とする所専ら功利を
 在て議論往々道義の範圍外に出づるとあるを
 以てなり余や敢て自ら二子に比するは非き此
 書も亦二子の書の如き傑作に非き且つ其説く
 所は學理的の事として二子の書の如き應用的

の事、非き道德を主義とする者に非きと雖も、又道德の主義、反するものに非き之を要する、學理上より權謀と論ざる書にして決して道德と矛盾せざるものなりと雖、世人は權謀の何物たるを研究せざりて漫に權謀の名を憎めり故に此書の名を聞かば兎角の思慮に及ばざり余を以て社會に毒を流し若くは流さんとする惡漢と一爪彈つばたまと見るならん然れども若し此書を一讀して余が此書を著はす旨趣と權謀の性質とを了解するときは普通の事理と解する者かれは最早此くの如き感想を起さざるべしと信ざるあり

余が此書
を著す
目的

第一の目
的

余が此書を著はす目的二あり一は衆人に權謀の秘蘊を悟らしめ他人の權謀を防がしめんとするに在り他は衆人に權謀を運用するの要訣と教へ彼等をして善良の目的に權謀を用ゐて自己を利し或は國家を利せしめんが爲めあり請ふ先づ第一の目的より説らん

第一 斯波多スハタの將軍ライサンドル言へるに腕力の及ばざる所には權謀を招請せざる可らば狡黠なる狐は獅子よりは能く其目的を遂ぐと是れ古來功利の徒が遵奉する格言ありライサンドルの此言を爲せしは容易に腕力を用ふるを得し往古の時代に在り今や古代の如く

容易に腕力を用ふるを得ざるなり故にライカ
 シドルの主義を奉ぜる徒に在ては一層權謀の
 必要を感じざる時なり如此腕力の代りに權謀を
 用ふるの必要あるが上に近時は人類の智巧大
 に進歩したれば權謀も亦一層精を極め盛に世
 に行はるゝに至れり是れ決して吾人の當て推
 量に非ざり試みに泰西の史乘を繙き中古以來諸
 國が如何なる外交政略を採りしを歴觀せよ
 近年に至るほど實際に兵を用ふるを少なく大
 抵は權謀に依て樽俎の間に事を濟せんとする
 の事實あるを發見せん我日本の如きも泰西の
 文明を輸入してより人智大に進み權謀また盛

に行はるゝに至れり夫れ然り今日權謀の盛に
 行はるゝは文明の進歩に伴ふの弊害と云ふべ
 し泰西人の間に十九世紀は物質的の文明旺盛
 を極めたり二十世紀は之を節するに精神的の
 文明を以てするの氣運なりとの説あり吾人は
 所謂精神的の文明盛なるに至れば權謀跡を絶
 つや否やを知らざれば然れども權謀の弊害は區々
 たる道德論の能く救ふ所に非ざるを知る既に
 道德論を以て救ふ可らざるとせば何を以て之を
 救ふべき乎吾人の考よては世間に權謀の思想
 を布及して人々をして自ら他の權謀を防ぐと
 ぞ得せしむるより外仕方なるべしと思ふな

り夫れ健訟の弊は一般人民に法律の思想乏しく事の曲直を未だ訟へざるに知る能はる三百代言の教唆を受くるより起る學識ある女子の傲慢なるは婦人社會に教育遍ねからる周圍の婦人に無學なる者多く己れ婦人社會水平の上に出づるを以て他を輕むるの心は翻て自ら高ぶるの心となるなり故に健訟の弊を憂へば一般人民に法律思想を布及するの策を講ぜべし學識ある女子の傲慢を憂へば女子の教育を盛よするの道を計るべし是れ之を勤めせしめて徒らに三百代言を咎め學識ある女子を責むるも吾人は其無益なるを知る權謀も亦此くの如し

第二の目的

世に權謀を用ゐて人を欺く者あるは一般人民に權謀の思想乏しく彼の徒の欺罔を受くる者あるに因る故に此弊を救はんとせば一般人民に權謀の思想を布及するに若かば吾人が此書を著はす第一の目的は即ち此に在るなり

第二 後章に至り論ぜべきが如く權謀は秘密の目的を達する爲めに用ふべき手段なり人若し不正の目的を抱懐する時は之を秘密に爲さざる可らば何となれば此くの如き目的を人に知らしむる時は之を達するを得ざればあり故に不正の目的を即ち秘密の目的なり隨て權謀は屢不正の目的を達する爲めに用ゐらる是

せ以て世人は痛く權謀を疾視せり然れども秘
 密の目的豈に盡く不正の目的ならんや不正な
 らざる目的と雖ども之を秘密にせるを要する
 場合往々にして之れあり例せば政治家が國家
 の爲め一事を企てんとするに及び其目的を公
 けにする時は反對黨の爲めに妨けられて之を
 達し難きの恐れありと假定せよ此くの如き時
 は其目的を反對黨に知らしめざして之を達し
 得るの手段あらは此くの如き手段に據て之を
 達するを得策とする勿論あり權謀は即ち此く
 の如き手段なり唯り政治上の事に限らば商業
 なり工業なり大利を生ぜべき事業を新たし起

す時は反對者出で來て其事業を妨害せんとす
 るを常とす故し此くの如き目的を有する者は
 之を秘密にして權謀に據て之を達せるを要す
 國家の休戚を以て己れの任とせる政治家若く
 は大利を生ぜべき事業を企つる人の如きは機
 に臨み權謀を運らすの伎倆を有せざれば社會
 に馳騁して大業を成就せるを得ざるなり吾人
 が此書を著はす第二の目的は是等の人を權謀
 の妙機に通曉せしめ其運動を容易ならしめん
 とするに在り

右は余が此書を世に公けにして達せんとする
 目的なり然れども余が初め權謀の研究に志し

たるは決して人の爲めにせんとの念に出でたる
るゝ非を全く自己の爲めにせしなり請ふ余が
權謀の研究に志してより此書を著はすに至り
たる迄の顛末を略記せん余は夙に權謀を研究
するの必要を認めたり而して心窃かに思へら
く泰西には論理に論理學あり辯論に辯論學あ
り權謀の如きも亦必一科の學として之を講
究するなるべければ其書に就て研究せんには
若るぞと仍て泰西の群書を涉獵して權謀學の
書を求めたれども終之を得る能はざ泰西既
に然り支那に權謀學の存せざるは怪むに足
らざ余は秦漢以前の典籍に就き世に權謀の書

なりと稱せらるゝ諸書即ち黃帝の陰符經黃石
公の素書(眞偽の論はさて置き)を始め孫吳の兵
書鬼谷子韓非子等有らゆる書を閱みしたれど
も一も學理上より權謀の機關を闡明して論
たるものなと但た戰國策の一書あり戰國の時
世に縱横家と稱せられし輩の行ふたる權謀を
編集す書中絶妙なる權謀尠かからざ然れども
此書も亦學理上より權謀を論じたるものゝ非
き是に於て余は古人の書に就き權謀を研究せ
んと念を絶ち自ら工夫して發明せんとせり
爾來潛心工夫して終に聊に發明する所あり本
書第二章以下に記する所即ち是れなり此くの

如く余の初め權謀の研究に志させしは全く自己の爲めになしたるにて研究の業を遂げたる上之を世に公けにせんと期したるは非ざれども之を公けしする時の前文に述べたるが如き利益を世人は與ふるならんと信し終に本書を著述するに至れり權謀の理を究明して一科の學と成すが如きの固より至難の事業にしてアリストートル若くはペーコン其人の如き曠世の大學者出で、終身此業に従事するも猶ほ足らざるを恐るゝ者なり況や余の菲才淺學を以て長き歲月を此事に費したるに非ざるをや此書の不完不備なるは余の自ら承認する所なり

然れども此書若し權謀の一科學と成し得べきことを世人は知らしめたる爲めアリストートル若くはペーコンの如き人を喚起して斯學を大成せしむるもあらば余が斯學は對するの功決して尠小に非ざるなり夫れ秦の天下討て取るべきことと世は示したるは陳勝吳廣其人あり若し此二人の唱首なくんば劉項の起る何れの日は在るや知る可らば故に秦の天下を亡ぼしたるは劉項の力なりと雖も陳勝吳廣の唱首も亦與て功ありと云ふべし余や固より斯學を大成して斯學の劉項となるの才學あり若し此書に因て博學鴻才の士を喚起し斯學を大

成せしめ斯學の陳勝吳廣となるを得ば余の願
足れり

客あり余に謂て曰く子が權謀學を著はす目的
は第一は衆人に權謀の秘蘊を悟らしめ他の
權謀を防がしむるに在り第二には政治家等の
世に公にし難き目的を有する者に權謀の妙訣
を教へて反對黨の妨害を免かれて其目的を達
せしめんとするに在りと然れども余の權謀を
學ぶ者が子の目的通りに權謀學の智識を他の
權謀と防ぐと正當なる秘密の目的を達せると
の二途に用ゐるを不正ある目的を達す
るに用ゐて社會の害惡を爲さんことを恐ると

余答て曰く此くの如きは理より於て有る可らざ
るの事實なり人の善惡は天性に出づ豈に權謀
を知ると知らざるとに因て善惡の別を生せん
や譬へば權謀は猶ほ刀劍の如し刀劍の之を以
て護身の用に供すべし戰場に臨んで敵を斬るに
用うべし之と同時に強盜を行ふは便利なる器
械なり權謀も亦善惡二様の目的に用ゐて甚ど
有効なる手段なり人は刀劍を有するが故に強
盜を爲すの理あり果して然らば人は權謀を知
るが故に不正を行ふの理なき知るべきありと
客又曰く權謀を知りたるが故に善人變じて惡
人となり不正を行ふ理なきは寔に貴説の如し

三三三

と雖も悪人にして權謀を學ぶ時は猶不強盜に兇器を授くるが如く一層甚たしく害惡を爲さんと恐ると余曰く悪人此書を讀て權謀を學び權謀を行て不正の目的を達せんとするも此書にして世間に行われなば世人は權謀の理に通ずるが故に彼れの手段に罹らざるべきを以て此くの如きハ憂ふるに足らざるなりと客又曰く子既に權謀學を著はす子が善謀の士たる知るべきなりと余答て曰く余は學問上より權謀の理を講ぜれども善く權謀を用ふる者に非せ然れども余が善く權謀を用ふるの故を以て此書は權謀を學ぶ者の爲めハ益なりと

斷定を可らき夫れ文法を論ぜる者必きしも能文の士に非せ然れども能文ならざるが故ハ其論取るハ足らきと云ふ可らき何となれば文を作ると文法を論ぜるとは自ら別事かれはかり世ハ己れ文を能くせざる人ハして文法書を著はし文章家と益する者尠しとせき羅馬の詩人ホレース曰はき砥石其物は善く截る能はざるも兵刃を研ぐに欠く可らきと子余が善謀ハ非ざるの故を以て此書の價值を論ぜることなく一讀して後此書其物に就て是非の論評を爲せよと或は運用の妙ハ一心ハ存せとの語を根據とし

て權謀の如きは一心の工夫に任ぜべきものとして學理に據て之を研究するも更に益を得る所なしと論ぜざる者あらん此論は權謀を行ふことは權謀學の定理と實際と應用するに外からざるを知らざるより起る妄見にして深く辨ぜるに足らざるあり

第二章 權謀學及び權謀の定義

權謀は古來英雄の士が功業を經營する最上の利器として慣用する所の手段なり其最も顯著なる例を擧ぐれば補正成眞田幸村の如きは戦に臨では常に權謀を用ゐて敵の兵を破れり織

權謀の英雄の慣用手段

田信長豊臣秀吉徳川家康皆權謀に據て覇業を成したり支那に在では張良陳平曹操の如き最も權謀に巧みなり例を泰西の史乘に求むれば古代の希臘にては雅典のピシストレータス、アルキバイヤデス、ス波多のライサンドル、麻斯頓のフヒリップ、羅馬にてはシーザル、アントニー、佛蘭西にてはリシエリウ、ナポレチンの如き皆専ら權謀を慣用せり近年の人にては奧地利の宰相メテルニヒ、普魯士の現宰相ビスマルク、權謀家として世に知られたり此くの如く權謀は英雄の士が功業を經營する最上の利器として慣用する手段にして之を言論又は文章に比す

れはその人事に關係するの重且つ大なる同日
 の論に非ざるなり獨り怪しむ言論文章には各
 其學在て存すと雖ども却て權謀に至ては古來
 學者の學問上より之を研究したる者なく古來
 の學者の之を研究するの必要なくと認めざる
 乎吾人は是を學者社會の越度と謂はざるを得
 ざるあり
 學問上より權謀を論究する是を權謀學と名く
 權謀學にて權謀を論究するの如何かる邊よま
 ぞ及ぶべき乎確定したる範圍かかるべしら
 是に於てか權謀學に精確なる定義を付して其
 範圍を確定するを要す吾人が權謀學に付した

權謀學の
 定義

る定義は左の如し曰く權謀學といふ權謀の性質
 及び權謀の運用に必要な條件を論ぜる學か
 りと此定義は權謀の何たるを知らされば充分
 に了解し難し仍て吾人は是より權謀の意義を
 論究すべし權謀は權謀學の主物にしてその斯
 學に於ける關係は猶不財の經濟學法の法理學
 に於けるが如きものなり故に權謀の意義を研
 究して之に精確なる定義を付するは斯學に於
 て最緊要の事たり吾人は權謀の意義は先づ權
 謀は如何なる場合に生ずると云ふの一事を
 尋繹するに因て究明し得らるべしと思考せり
 權謀は如何なる場合より生ずる乎權謀は人が或

權謀の生

る秘密の目的を有する場合に生ずる即ち此くの如き場合には其目的已に秘密なるが故に之を達すべき手段も亦其目的の爲めおするを人に知らしめざるを要す其目的の爲めにすることを人に知らしめざるを達する手段に外見に於ては全く其目的に關係なきが如き或る事を設構して或る結果を生ぜしめ間接に之を達する一法あり此くの如き手段を即ち權謀と稱す秘密の目的に關係なきが如き或る事を設構するとは如何なる事實を云ふものなるや實例を擧げて之を示すに非ざれば了解を可らざる仍て左に一例を掲げ讀者に示す明史に左の一

事を載す

劉瑾權を専らよせんと欲し武宗帝に遊戯を勧め興酣なる時を偵がひ事を奏す帝うるさがり朕汝を用うるは何の爲めぞ而して一々朕を煩はすや宜く速に去るべしと云ふ其後必帝が遊戯の時を偵て事を奏せしむ毎も右の如く叱られるれば後には何事も奏せざして專斷に取計らひたり

右の例に於て劉瑾の目的は己れ權を専らよせんとするに在り其目的已に此くの如きが故に正當の手段に公然其目的の爲めよするを表白したる手段を以て之を達するを得る是に於

ての外見に於ては全く其目的の關係なきが如き手段を以て之を達せざる可らむ即ち其手段は外見に於て其目的の何の關係をも有せざるが如き或る事を設構して己れは權を委ねらるゝ結果を生せしめ間接に專權の目的を達するに在り劉瑾が武宗帝に遊戯を勧めたるも又遊戯の時、事を奏したるも皆帝を煩はして己れは權を委ねしめんとして設構したる事なり此事たるや外見に於ては毫も專權の目的の關係を有せざるが如し之を換言すれば權を専らしせんとして爲したる事、非ざるが如し是を以て彼れ其目的を達するを得しかり其事にして

苟も專權を企圖するの形跡あるに於ては武宗豈に彼れは權を委ねんや此くの如く事を設構して或る結果を生せしめ間接に秘密の目的を達する手段が即ち權謀なり果して此くの如き手段を以て權謀なりとせるときは權謀は二の要素あるを認め得べし第一目的の秘密なること第二或る結果を生せしめんとして設構する事は外見に於て秘密の目的の關係を有せざるが如きこと是れなり此二要素結合して權謀を組成し二要素の中其一を欠けば權謀に非ざるなり

從來世人は權謀の性質を詳知せむ之に關して

種々の謬見を抱けり其中最も普通なるは第一
權謀の不正の目的を達せる爲めのみ用ゐら
るゝと思惟する事第二權謀は常より必き人を欺
くの所爲なりと信ぜる事是れなり權謀の屢不
正の目的を達せる爲め用ゐらるゝとは争ふ
可らざるの事實なり是れ不正の目的は人に公
けぬ難きを以て權謀は據て之を達すべきの
必要あるが故なり彼の姦邪佞曲の徒が權謀は
長ざる所以は要するは其心に抱懷する目的に
不正あるもの多きを以て平素權謀を行ふ必要
あるは因り自然熟練したるなり古來内外の歴
史上正義の士が往々奸人の權謀に陥るを見る

は決して正義の士愚にして奸人智あるは非き
正義の士は其心は抱懷する目的盡く公明正大
なるを以て平素權謀を行ふ必要なく之は嫺は
き奸人の之は嫺ふより然るなり碩學ペーコン
曰く狡者と賢者との差は惟り其心術の正と不
正とに在るのとならき其才能の點は於ても亦
然り狡者の才能は正當の事は用う可らきと此
言實は然り狡者の不正の目的を達せんとして
常より權謀を行ふより練磨に由て權謀に巧み
なりと雖も敢て人に過ぎたる智力を有する
は非ざるを以て正當の手段を以て正當の目的
を達する伎倆は至ても固より賢者に若らざる

權謀は不正の目的を達するのみに用ゐらるゝと思ふ謬見

なり此くの如く權謀は不正の目的を達せんとして奸人の用ふる所となると雖とも權謀は不正の目的を達する爲めにのみ用ゐらるゝと思ふは大なる謬見なり前文に論述したる如く權謀は秘密の目的を達する手段なるを以て目的を秘密にするを要する場合は權謀を要する場合なりと知るべし目的の不正なる場合を之を秘密にするを要する場合ありと雖とも此外はも目的の秘密を要する場合は一にして足らざる例せば政治家の如き外交官の如きは屢其目的を秘密にするの必要あるは皆人の知る所に非ざるや其他商業なり工業なり大に利益を生ぜば

き事業を始むる時の如き他に競争者出で來りて其事業を妨害するの恐れあるを以て屢之を秘密にするを要する場合あり是等の場合は其目的は不正ならざると雖とも已に秘密を要する上は權謀は據て之を達せざる可らざ知るべし權謀は不正の目的を達する爲めのみ用ゐらるゝと思ふの誤れるを古來英雄の士が權謀を用うるに必せしむ其目的の不正なるに非ざる資性詭譎あるの致す所は非ざる事業其物の性質が秘密を要するより權謀を用ゐざるを得ざるの必要を生ぜるなり世の俗儒が英雄を云へば徹頭徹尾詭譎にして正直の分子は一點も存

せざるが如く論ずると思はざるの甚たしきものなり左は善良なる目的を權謀に據て達したる例を示さん

強盗あり江戸市中所々の民家より押入り市民大に艱みければ官之を捕へんとせれども出沒自在の強盗にて其所在を知らしめず仍て官より張札を掲げ強盗の所在を告ぐる者には償として百金を與へんと告示せしが數月を経れども猶ほ其所在を知る能はず會ま松平伊豆守京都より歸りければ老中より右の趣を告げ相談に及びしに伊豆守別に小さき張札を作らせ之は償金少なきゆゑ敢て告げ

權謀に據て善良の目的を達したる實例

之を倍よせば必ず告げんと書かせ之を夜中従前の張札の傍へ掲げしめしり明日強盜の巨魁此張札を見て其仲間の出させしものと思ひ懼れて自首せり是に於て其仲間を盡く捕へしとぞ

武人某といふ者あり家人が女巫を崇信するの篤きを厭ひしがあゝ口舌を以て其迷信を醒その難さと知りければ或る日李を食はせしめて臥す其妻甚た憂へ女巫を聘し病を治せしむ女巫來り謂ふ某の患ふ所は是を疔瘡と名け難治の腫物なり平常神を敬せざ

るを以て神救はぎと家人頻りに歎願して救
 を求めしは漸く之を許したり某は佯り呻吟
 て云ふドゥツ神師に早く來て救はんを願
 ふと是は於て女巫は某の寢室に入り其容体
 を案視き此時某は從容として口より李を吐
 き出たし之を女巫示し痛く其詐偽を責め
 叱して之を門外に追ひ出させり此れより家
 人より女巫を崇信する者ありと云ふ
 右の二例を見よ一は盜を自首せしめ一は家人
 の迷信を醒す孰れか善良の目的を達したる權
 謀に非ざらん權謀は不正の目的を達する爲め
 一のと用ゐらるゝと思ふの謬れるを豈に昭然

權謀の必
 ず人を欺
 くのを爲
 なりと思
 ふ謬見

たらぎや吾人の今や權謀は常に必き人を欺く
 の所爲なりと思ふの妄を論せん權謀は人を
 欺く所のもの多し即ち右に出たせる松平伊豆
 守及び武人某が行ひし權謀の如きは善良の目
 的を達したるものなれども人を欺きさるに相
 違なし然りと雖ども總ての權謀の皆人を欺く
 の所爲なりと思ふは大なる謬見なり前に出た
 せる劉瑾の例を以て此義を明らかにせん人を
 欺くとは言語又の舉動を以て人より不實の事を
 信せしむるの謂なり劉瑾の例は事を設構して
 秘密の目的を達したる手段なれば權謀たるの
 性格に於て欠くる所なし然れども其所爲果し

て人を欺く所ありや武宗帝に遊戯を勧め遊戯の
 時を偵て事を奏したるは其本心帝を樂とま
 せんとせしよ非之を煩はして己れに權を委
 ねとめんとして設構したる事なりと雖も其
 所爲の帝に不實の事を信せしめたるよ非也故
 よ武宗を欺きたる所なきなり
 以上論ずる所により讀者は充分に權謀の何物
 たるを理會せしならんと信ずるが故に今や權
 謀の定義を掲げて本章を結ぶべし權謀とは秘
 密の目的を達するに外見に於ては其目的は何
 の關係をも有せざるが如き或る事を設構して
 或る結果を生せしめ間接よ之を達する手段な

謀權の定義

り此定義は猶ほ之を短かくして權謀とは或る
 事を設構して或る結果を生せしめ間接に秘密
 の目的を達する手段なりと云ふを得べし然れ
 ども後の定義は前の定義の悉くせるに如かさ
 るなり從來世人は權謀の語を濫用して一定の
 意義を付せぬ故に世人が稱して權謀と爲す者
 には右の定義に違ふもの必多からん同一の
 語にして科學に唱ふる所と世俗に唱ふる所と
 其意義と異にするもの決して珍らじからず
 獨り權謀の一語のみに非ざるなり

第三章 單權謀及び複權謀

前章に於て權謀の意義を論じたれば今や其種類に就て論せんと是種々の點より觀察すれば權謀は之を幾種にも別つを得べし然れども本書は權謀學の梗概を論記する目的なれを權謀の種類に關し詳細の論を爲せ能はせ仍て此の單權謀と複權謀の二種を論じ其他は之を畧せんとす何をか單權謀と云ふ他の權謀と連帶せざ單獨にして一箇の目的を達すべき權謀即ち單權謀なり何をか複權謀と云ふ前さに行ふ權謀を以て生ぜしめたる結果後ちに行ふ權謀の基礎となり數箇の權謀連帶して一箇の目的を達すべきもの即ち複權謀なり單權謀と複權

謀との各異なる場合に用ふべきものとす請ふ離間の權謀に就て之を例せん譬へば敵の君臣若くは反對黨の仲間を離間せんとするに若くは敵の君臣若くは反對黨の仲間其間親睦せざ互に他を猜疑するが如きとあらば是れ離間の權謀を行ふべき機會自然に熟したる時なり此くの如き場合は直ち離間の權謀を行て其目的を達し得べし即ち單權謀なり此くの如き場合に用ふべきものとす之に反して敵の君臣若くは反對黨の仲間其間水魚の如く一點猜疑の念を挾まざる時に直ちに離間の權謀を行ひ其間を割らんとするも無益なり此くの如き場合は

複權謀の主たる目的と従たる目的

は預め一權謀を施して其間ニ猜疑の念を生ぜしめ而して後ちに離間の權謀を行はざる可らむ即ち複權謀は此くの如き場合に用ふべきものと云ふ
右の如く複權謀とは一權謀を行て一結果を生ぜしめ此結果を基礎として又更に一權謀を行ひ數箇の權謀連帶して一箇の目的を達すべき權謀の連合體を稱するが故に複權謀には主たる目的と従たる目的とあり主たる目的は後ちの權謀に據て達すべき目的なり従たる目的は前きの權謀を以て生ぜしめたる結果なり尤も複權謀は必しも常に前後二つの權謀より成

前提權謀と結局權謀

立するに非ず時として第三第四若くはそれより以下の權謀を以て局を結ぶ場合あり然れども孰れの場合に於ても主たる目的を達すべきは最後の權謀にして其前に行ふ權謀は従たる目的を達して最後の權謀の行はるべき機會を開くため施す前提手段なるものは動かす可らざるの定理なり故に最後の權謀と其前に行ふ權謀とは其性質に於て主客の別あり仍て學理上之を區別して各殊別の名稱を付するを要す吾人は前きに行ふ權謀を前提權謀と稱し最後の權謀を結局權謀と稱し而して前提權謀の中第一ニ行ふ者を第一前提權謀と稱し第二ニ行

ふ者を第二前提權謀と稱し以下之に準せんとす而して此くの如く複權謀を前提權謀と結局權謀の二に區別せしは唯た其性質に主客の別あるが故のみならず非単權謀と複權謀とは之を運用するに當り各特別の條件を要するにあらばなり此事は後章に至り之を論せん

單權謀を行ひ一の目的を達したる爲め又更に單權謀を行ひ他の目的を達し得る場合あり例せば一權謀を運らして千金を攫取したるため此金を利用して又更に一權謀を運らして巨萬の富を致したる時の如し此場合には前さの權謀を以て達したる目的後ちの權謀の基礎と成す

複權謀に似て非なる複場合

が故に形質上複權謀と異なる所なり然れども複權謀に非ず何となれば前さの權謀を行ふ時は後ちの權謀未だ其心に算定しあらざるを以てなり故に此場合と複權謀の差は行謀者の心況上は存して權謀の形質上に存せざ

吾人今複權謀の好實例を示さん戰國策は左の談あり

複權謀の實例

魏王より楚王に美人を遣る楚王甚た之を寵愛せり楚王の寵姫は鄭袖といふ者あり王が新人を愛するを知り衣服玩好より宮室臥具の類に至るまで其好む所のものを擇で新人に與へ之を愛するを王にも過ぎざり王は此

体を見て婦人の夫に事る所以は色なり而して
 妬は其情あり今鄭袖寡人の新人を愛する
 を知て之を愛する寡人よりも甚ど此れ孝
 子の親に事る所以忠臣の君に事る所以なり
 とて頻りに感心せり鄭袖は王が己れを以て
 妬たませと爲すを知りければ或る日新人は
 謂ふ王は子の美しきを愛でたまへり然し子
 の鼻が見憎しとて常に妾は語りたまふは
 此後王の前に出づる時は必き子の鼻を袖
 もて揜ひたまへ然らば王はますく子を愛
 せたまへんと新人は教を承けて其後王の前
 に出づる時は必す袖もて其鼻を掩へり王は

大に怪しみ或る時鄭袖に彼の新人寡人の前
 に出づる時其鼻を掩ふは何故ぞやと問ふ鄭
 袖妾は其故を知りはべれと敢て申まると子
 細ありけよ云ひければ王は如何なる事よと
 も苦しからねば必き云へと頻り鄭袖に迫
 る是に於て鄭袖は據なき体にて彼の女つね
 と妾に對して君王の体悪臭して堪がたし
 と語りゆへを君王の臭を恐れて其鼻を掩ふ
 にてゆはんといふ王は之を聞き赫と怒り不
 埒か女めとて人よ命じて其鼻を斬らしむ
 右鄭袖の行ふたる權謀を復權謀なり其目的新
 人を陥るよ在り夫れ妬は婦人の情なり故に鄭

袖よじて先づ衣服玩好宮室臥具等新人の好む所のものを擇んで之を與へ彼れを愛して妬心なきの状を示さば非ざれば新人彼れが言を聽て其鼻を揜ふよ至る可らば王も亦鄭袖の言を信トて新人の鼻を斬るよ至る可らば是れ鄭袖が新人を愛するの状を装ひたる所以にして即ち後ちの權謀を行はんが爲め預め施したる前提權謀あり新人己よ己れを疑はば是よ於てか子の鼻を揜ひたまへとの勸告を爲さざり此勸告は新人よして其鼻を揜はば王の必き其子細を己れに問ふべきを慮りて行ふたる第二の前提權謀なり王果して其子細を鄭袖よ問へり是

單權謀と
複權謀の
權謀家に
於けると
小銃と大
砲の兵家
に於ける
が如し

よ於てか君王の鼻を恐れて其鼻を揜ふにて候はんと云ふて王よ新人の鼻を斬らざめたり即ち君王の鼻を恐れて其鼻を揜ふよて候はんと云ひは新人を陥る結局權謀なり故に此權謀は二箇の前提權謀と結局權謀とより成立せる複權謀なりと云ふ之を要するに單權謀と複權謀の權謀家よ於けるは猶ほ小銃と大砲の兵家に於けるが如し兵家に在ては小銃の彈丸達せざる所は大砲を以て之を攻撃せざる可らざるが如く權謀家よ在ては單權謀を行ふて直ちよ目的を達し難き場合よは複權謀を運らして其目的を達せざる可

らぎ故に權謀を以て社會に雄飛せんとするの士は單復二種の權謀を練習して二つながら自由自在に之を運用するの伎倆を有せざれば縦横の働きを爲し難し世に智謀を以て自負するの人にして權謀を施こむ機會なきが故に己れの目的を達し難しと云ふて空しく機會の來らざるを歎く者あり是等の人は機會あきときは前提權謀を行て機會を作り得べきを知らざるより此くの如き言を爲すのみ畢竟其言は己れの無謀なると披露するの外ならざ

第四章 准權謀

權謀の要素は第一權謀を行て達せんとする目的の秘密なると第二或る結果を生せしめんとして設構する事が秘密の目的に關係なきが如き外見を有するとの二に在るは第二章に於て既に論じたるが如し是の故に此二要素を欠くは又は其中の一を欠くとき其外形は如何に權謀に似たる所ありと雖も權謀と稱するを得ざるなり世人は一般に事を設構して間接に其目的を達する手段を權謀と稱するものゝ如し然れども此くの如き手段にして右の二要素を欠ける者尠かからず吾人の事を設構して間接に其目的を達すべき手段にして權謀たる

の要素を具備せざるものを准權謀と稱せんとす即ち左の二例の如き准權謀と稱すべきものなり

准權謀の實例

漢の高祖雒陽の南宮に居り高處より望み見るふ諸將往々沙中に坐し相ひ對して語るものあり高祖は此体を見て大に怪しみ其子細を張良に問ふ張良曰く陛下此屬このとらを以て天下を取る而して今封ざる所は故人親愛、誅する所は皆平生の仇怨あり此屬このとら陛下が尽く彼等を封ざる能はざるを恐れ又平生の過失を疑はれて誅せられんを恐る故に相ひ聚て反と謀るのみと高祖曰く然らば奈何あすべき

や張良曰く陛下平生憎む所にて群臣の共に陛下が其人を憎むを知る所の者は誰なるや高祖曰く雍齒なり張良曰く急に先づ雍齒を封じたまへとは是に於て雍齒を封じて仕方を候と爲し急に丞相御史に命を傳へ功を定め封を行ふ群臣皆喜で曰く雍齒すら且つ侯たり我屬わがとら患なけんといり魏人趙の邯鄲を圍む趙援を齊に請ふ齊將田忌趙を救はんとす孫臏が曰く今二國相ひ持を輕兵銳卒外に竭き老弱内に罷れん我れ其虚を襲ふ彼れ必き圍を解て奔り救はん所謂一舉趙を存して魏を弊するなりと田忌孫

臆の言に従ひ魏の虚を襲ふ魏人果して邯鄲の圍を解き其都大梁に向て奔る齊人に馬陵に遭ひ大に戦て魏軍敗績す

右の二例は事を設構して間接に其目的を達したる手段あるを以て其外形大に權謀に似たりと雖も權謀たるの要素を欠けり何となれば設構したる事と其目的との關係明白あればなり即ち雍齒を什方侯に封したるは群臣に彼等もやがて封せらるべきことを示して乱を作さしめんと目的に出でたるを明白に非せや又魏を襲ひしは趙を救ふの目的に出でたるを明白に非せや是等の手段も世俗は權謀と稱せり權

謀の要素を欠くが故に吾人は之を權謀と稱するを得せと雖も事を設構して間接に其目的を達する手段なるを以て之を准權謀と稱せんとす

第五章 權謀の運用に必要なる條件

權謀の運用に必要なる條件都て六あり是等の六條件は權謀學の金科玉條にして三段論法の六定則が論理學に於けるが如きものなり之に抵觸せれば權謀は或は成立せざ或は成立するも破れ易し其條件左の如し

第一 或る結果を生せしめんとして設構する

事は合理的の外見を有せざる可らざる
第二 前記の事は外見に於て全く秘密の目的
に關係なきが如きを要す
第三 權謀は之を秘密にして漏洩を防ぐべし
第四 複權謀に在ては前の權謀行はれざる時
は猶豫なく後の權謀を行ふべし
第五 權謀を行ふには預め敵の性情を察知せ
ざる可らざる
第六 權謀家は場合より依り内實に反對の外形
を装はざる可らざる
右六條件中前の四條件は權謀其物に關し後の
二條件は權謀家其人より關す請ふ先づ第一條件

より順次に説明せん
第一條件に或る結果を生せしめんが爲め設構
する事は合理的の外見を有せざる可らざると云
へるは若し其事よりして餘りに道理に反するか
又そ自然より背く時は必き爲めに在る所あるな
らんと疑を人より起さしめ終には權謀の機關
を看破せらるゝ恐れあればなり昔し晉人虢を
伐たんとして垂棘の璧と屈産の良馬とを以て
道を虞より假る其實は并せて虞を取らんと欲せ
るなり虞公之を許して遂に晉人に滅ぼされたり
晋より虢に往かんとせば道必き虞を経ざる
可らざる故に虢を伐たんとして道を虞に假ると

の口實は大に理由あり是を以て虞公疑はせし
て之を許るせしなり北條早雲が小田原城を取
りしも之れと同一轍の手段より出でたり早雲小
田原城を取らんと欲して箱根の險阻なる難
めり因て人を以て城主大森藤頼に言はしめて
曰く吾れ韭山を獵して其獸箱根に逃れたり願
はくは公箱根を以て吾れに假せ吾れ縦まゝ獸
を取るを得んと藤頼之を許したれば早雲兵百
餘人を引率し獵装して箱根を踰え先づ牛數十
頭を放ち鼓螺して之に隨ひ高さより馳せ下り
直ちに城に入りければ藤頼惶駭爲る所を知ら
ず出奔せり仍て早雲の容易く小田原城を取る

を得たり是れ獸獵のため箱根を假らんと口
實は理由あるが故に藤頼疑はせしめて之を許る
せしかり

第二條件は六條件中最緊要の條件なり何とな
れば本條件に反く時は秘密の目的を察知せら
れて之を達し難き恐れあるのみならず前にも
既に論じたるが如く或る結果を生せしめんと
して設構する事は秘密の目的に關係するの外
見を有る可らざるは權謀の一要素なるを以
て本條件を欠くときは權謀其物は成立せざる
が故なり

第三條件の計策は密なるを善しとすと云へる

古語もありて吾人の言を俟たず皆人の知る所なれども古來此條件を忽諸したるが爲め權謀破れて失敗を取りたる例一として足らぬ或は己れの妻妾より漏れたるもあり己れの婢僕となり居る敵の間者し探知せられたるもあり故し權謀は飽まで之を秘密にして父母妻子たりとも之を知らしむる勿れ唐の宰相李林甫は奸計を運らし人を陷害せんとする時は毎し獨り密室し入り思案せりといふ其心事憎むべしと雖も權謀を秘密にして漏洩を防ぐの一點より論ぜれば用意周到ありと云ふべし

第四條件に復權謀に在ては前の權謀行はれた

復權謀
關する條
件

る時は猶豫なく後の權謀を行ふべしと云へるは人は一旦權謀し中てられても後ちに至り自ら悟るとあり或は人より告知せらるゝとあり故に前の權謀行はれたる時は成るべく速し後の權謀を行はざれば或は前の權謀發覺して後の權謀を行ひ難き恐れあり此場合には權謀も猶ほ用兵の如く巧遲よりは拙速を貴ぶなり

第五條件は別し説明を俟たずして自ら明らかかる事實なり仁を見て法を説けと云へる如く權謀も亦相手の人となり依て其手段を異にせざれば効を收め難し譬へば威赫手段の權謀は怯者の心を動かすべきも勇者に對して其効

かゝり利誘手段の權謀は貪婪者を籠絡し得べし
も清廉の士に施し難し美人局手段の權謀は好
色者の心を奪ふべきも色を好まざる者を奈何
ともし難し故に權謀を行ふは預め敵の性情
を察知せざる可からず

積極の假

第六條件に内實は反對の外形を装ふと云へる
は兵法に能而示之不能、用而示之不用、近而示之
遠、遠而示之近と云へるが如き是れなり兼て内
實に反對の外形を装ひ居る時は機に臨み種々
の權謀を運らし得るの便宜あるなり内實に反
對の外形を装ふ是を假冒と云ふ假冒に二種あ
り一を積極の假冒と云ひ他を消極の假冒と云

胃と消極
の假冒

ふ積極の假冒とは英語に所謂 simulation として消
極の假冒とは dissimulation あり積極の假冒は有り
て無きが如きを示すなり譬へば富者として貧
者の外形を装ひ勇者にして怯者の外形を装ふ
時は積極の假冒なり之に反して貧者にして富
者の外形を装ひ怯者にして勇者の外形を装ふ
時は消極の假冒なり

其意は、
けふも、
その心、
了

第六章 權謀の練習法

科學の目的は事物の體を究明するに在て其用
を穿鑿するに在らず故に權謀練習法の如きは
嚴格に之を論ぜれば實に權謀學正當の範圍外

一在り是を以て本章に於て此事を論ずるは蛇
 足の謗を免かれ難しと雖も今日まで權謀學
 其物を知ら世に存せざりし次第なれば權謀練習
 法に就ても世人に定まりざる考案なきや知る
 べし仍て聊か鄙見を陳述せんとす權謀を練習
 するは自ら權謀を用ゐんと欲する人の爲に
 必要なるのとならず人の權謀を防がんとする
 人にも必要あり何とあれば人の攻撃を防がんと
 する者は己れ彼れを攻撃し得るの力を有せ
 ざれば防ぐ能はざればなり
 詩文を練習するに三多の訣と云ふことあり多
 讀、多思、多作、是れなり多讀の名家の作りたる詩

權謀を練
 習する三
 多の訣
 多讀の訣

文を多く讀むなり多思は詩文の事に關し多く
 思ふなり多作は多く詩文を作るなり吾人は此
 三多の訣は惟り詩文の練習に於て最上の方法
 なるのとならば權謀の練習も亦此に出でざる
 可らばと信ぜ權謀の練習に於て多讀の訣とは
 何ぞや多く書を讀て前人の行ひし權謀を見る
 に在り蓋し詩文の練習は多讀の訣を必要とす
 る所以に唯だ名家の詩文は摸倣するを得るが
 故に非だ名家の詩文を讀む際に其錦心繡腸に
 接して知らば識らば自分の腦裏に奇思妙想を
 感得し自ら好詩文を作り得るに至るが故なり
 果して然らば多く書を讀て前人の行ひし權謀

を見て深く之を玩味する時は自ら巧みし權謀を運らし得るに至ること猶や詩文の如くなるは靚易きの理なり今多く前人の權謀を見んと欲し歴史又は傳記等に就き之を搜索するときには空しく時間と勞力を費すの恐れあるを以て若し詩文集の如く前人の權謀を集めたる書あらんには其書を讀むを便利とせ然るに我國には此くの如し書甚ど稀きなり日本智囊智計談等の書ありと雖ども書中載する所の權謀に絶妙なるは至て尠なり支那は此類の書よしとて稍や見る可きものあり即ち戰國策の如き書中載する所盡く純粹の權謀のみし非せと雖ども

絶妙なる權謀も亦鮮かからず明人馮夢龍の編輯し係る智囊と云へる書の術智部、雜智部には多く權謀を載す清人張應俞の杜騙新書は騙局の權謀を編集せしものなり泰西の諸國は此類の書あるや否や吾人之を知らず蓋し諸國の間絶て無きし非ざるべしと雖ども吾人の寡聞淺識ある未だ之を知らざるなり故を以て本書に引用したる權謀の例は専ら之を支那に取り之を泰西し取るを得ざりき但し附録の權謀實例に泰西人の權謀を掲ぐと雖ども其數甚ど僅少なるは吾人の憾とする所なり

權謀を練習して絶妙の域に至らんとせば唯た

多く前人の權謀を見て之を玩味するの之にては未だ足れりとす可らば必や權謀學を講究し學理を照して古今人の權謀を論評し甲の權謀は如何なる事を設構して其目的を達したる乎乙の權謀は如何ある條件に抵觸して破れざる乎等の之を仔細に穿鑿せざる可らば此くの如き時の運謀の才を長ざる單に前人の權謀を玩味するに比すれば啻に十倍の之は非るなり是を權謀練習法の三多の訣中多思の訣とあす三多の訣中最も實効あるは多作の訣なりとす然るに權謀は詩文と異ありて唯之を作りとの之よては權謀を作るとは之を設くると云ふ

多作の訣

に同じ未だ其巧拙を判定し難し之を施行して後ち初めて其巧拙を斷定すべきの之何となれば詩文の如き其詞章にして巧妙なれば之を好詩なり妙文なりと稱するを得べしと雖も權謀の其効あるを期するが故に如何に理想上に於て其趣向に於て巧妙なるが如しと雖も之を施行して其効なき時と全く無用に属すればかり故に多作の訣を適用して權謀を練習せんとせば單に權謀を設くるのみならず併せて之を施行せざる可らば權謀を施行して道德に背くならんとせば其施行する所の權謀を人に損害を與へざるものに限らざる可らば然る

に前既に論じたる如く權謀は目的の秘密を要する場合に用うべきものにして目的の秘密を要する場合は十と七八までは其目的が人より損害を與ふる時に在るを以て右の如き制限を設くる時は權謀を行ひ得る場合は甚だ僅少あるに至らん是を以て三多の訣中多作の訣を權謀の練習に適用せると頗る困難なりとす今此困難を免れて權謀を練習し得る一法あり即ち權謀を練習せんとする者相ひ謀て權謀練習會を設け權謀を以て生ぜしむ可き損害の種類多寡等に制限を置き其制限内に於て權謀を行ふべき規約を結び會員互に權謀を闘はず在り

此くの如き時は權謀を輸けたる者は大なる損害を受くることなく贏ちたる者も道義を破るることなく互に智謀を練磨するを得るあり豈に便利なる方法に非ざや

權謀の練習法に就て吾人の有する意見は斯くの如し此他猶ほ種々の方法あるべしと雖も練習の問題は權謀學正當の範圍外に涉るを以て吾人は深く之を論ぜず餘は讀者の考案に任せんとす讀者其心に反省せば自ら餘師あらん

附録

權謀實例

○信長いまた若^{わか}ありし時齋藤道三の娘を娶りぬされは遂^{つひ}は美濃を取らんと其謀慮頻りなれど奈何にせん道三の麾下に二人の驍將あり共^{とも}に樊噲張良の智勇を備へ信長如何に思ふとも更に双向はん様もなし依て先づ彼の二將を除かんと一計を案^あト深夜^{しやんや}更^{あけ}て姫の寢^ね靜^{しづ}を窺^{のぞ}ひそと外^との方^{かた}へ出で行き曉^{あけつ}頃^{まはろ}又^{また}故^{もと}の臥房^{ふしむら}にへるを凡^{たゞ}そ一月ばかり初めの程に姫も何^{なに}氣^けなくありしが度^{たび}重^{かさ}れば疑^{うたが}を起^{おこ}し必定外^{たがひなく}に心を通^かすものあつての事ならんと思ひ或る日信長

向ひ君此頃のおんそぶり何となふ怪しく覺え
 候も御心に叶ふ者候の早く御館へ迎へた
 まへ妾わらわ於て露ばかりも妬心ねりこころの侍らぬものと
 愁なみだに隠かくさせたまふこと恨うらみなれといふは信長笑
 て去るまはあらせ心こころな掛けたまひそと又
 例の如く廿日餘り過ぎし姫はいたく怨める
 様あるを見て信長實まこと夫婦の中らひは心の底
 を打ちあかす隔へだてぬこそ樂たのしき計はかりといひな
 がらるくあらんは隔へだてあるま似て恨まるゝも理
 なれとて打詫うちわたる體ていを見て姫は斯くばかり御
 心の隔へだてさせたまふとは知らせして過ぎつる
 こそ愚おろかなれ此上は尼法師とも姿を變へ候はん

御心ごこころは叶はせたまふ御方を此奥へは直させ
 たまへと涙と共に欠口かき説とれ信長今は詮方なき
 體ていにもてなす左程に執念しやくねん疑うたがひたまはゞ姫には
 憚りあることながら枉かまげて語り聞きるすべし吾
 先年姫の父君と權かみに和親を取結むすべど實は濃州
 を押領せんと片時も忘るゝ暇ひまなく幸なる哉美
 濃の二將姫の父君を怨めることあつて夜中窈
 りに父君を殺し事成らば相圖あひあの火の手を舉げ
 んと兼て内應あるまより毎夜外との方かたに出で眺なが
 れと未だ火の手の舉らぬは事の成就せざれば
 ならん穴あな賢夢けんむにも口外くわい給ふなと聞て素より
 女子心むすめこころは淺きものなれば計はかりとは思おもひもよらぬ

書細々と認め父の許へ送りけり依て道三大よ怒り忽ち二將を誅戮しぬこれより齋藤家の弓矢衰へ遂に滅亡に及べり

○曾呂利新左衛門の滑稽の士なり豊臣太閤仕へて大に寵遇せらる太閤嘗て新左衛門を勞せしとありて之を賞せんとし新左衛門は汝何物を欲するやと問ふ新左衛門は某別は欲する所の物なく候へども若し某を賞したまはんとならば何時にても某の欲する時殿下の御耳を嗅ぐを許したまへと云ふ太閤は奇異なる事を望む男のなと思へども新左衛門がまた例の滑稽を爲さんとしてならんと笑て之を許す新

左衛門は諸侯が大廣間まで太閤に謁見の時を偵ひ太閤の傍へ進みより屢其耳に鼻を當て之を嗅ぎけるは滿坐の諸侯は之を見て自分等の疎忽を見付けて密告するならんと思ひ争て新左衛門に賄賂を贈りしは新左衛門は俄かに有福とありしとぞ

○平賀源内志度浦に在りし頃浦人某活計に苦む由を語りける其時既に歳暮に近りし源内曰く吾れ汝に金儲の策を教へん汝多くの橙を買ひ之を小舟に載せ又蜜柑を其上層に置航して浪華に到り天満橋の難波橋の如き人通り多き橋の邊にて橙々と叫で之を賣り見よ

と某は源内の教の如くせしに通行の人之を見
て彼れは田舎漢よて橙と蜜柑の區別を知らぬ
ならんと試みに其の價を問ふに橙にしては高
けれども蜜柑にしては太た安き是に於て俄
るに慾心起り一舟丸で買ひ上其上層を取除
くれは下は皆橙なりき然れども已に價を拂ひ
上なれば今更奈何ともなく難くはぬ之
を持去しかば某は大に利を得て故郷に還りけ
る

○水野越前守が徳川政府に閣老より一頃幕府
の士人某なる者あり家頗る困窮せり越前守は
取人り立身を計らんと欲すれども近かよるべ

き途なきに苦む漸く一計を案し其母に旨を授
け之を行はしむ其母旨を承けて獨り水野の門
前に到り伴て急病起りし体よもてなく悶絶せ
り水野邸の家來此体を見て大に驚き門内より引
入れ種々介抱せしに固よりたくし事にて眞
に悶絶せしに非ざるを以て終に息を吹き返へ
せり仍て水野家より家來を附けて其家に送ら
しめたり其後某は越前守が參内せんとて駕籠
に乗り邸内を出づる時分を候がひ毎日水野の
門前に平伏し居たり此くするを數日よ及びけ
れば終に越前守の目よとまり何故あつて毎日
門前よ平伏するやと家來を以て尋ねらる某は

過日老母が御門前よて急病起りし時已に死すべかりしを御邸よて厚き御介抱を受けし爲め一命を助ありたれば聊の殿に對し感謝の意を表するよて候と申立てたり越前守之を聞き大に其孝行にして且つ恩義を重むるの情厚さよ感と邸内よ呼入れて謁見を許したりこれ縁として某の其後屢水野邸よ伺候せしが固より才智拔群の男なれば大に越前守の意よ叶ひ段々登用せられて後ち終に長崎奉行よまで昇進せしとぞ

○一少年あり吉原の或る妓樓よ登り一夜の愉快を盡くしぬ左れと一錢の蓄なく登樓せしと

なれば翌朝に至り拂らひよ差支へたり仍て妓樓よりは若者を附馬として少年の行く處よ尾せしめ拂らひを受取らんとせり少年は若者を隨へ妓樓を出でしが途中若者に向ひ一軒の桶屋を指示し彼の桶屋は我友人なれば吾往きて金策せんと思へと汝附き來ては体裁悪るし暫時此處に在て待てよと云ひすて獨り件の桶屋に到り我家急死の人あり本日中よ埋葬せんとするに付き今より一時間の後ち迄は棺桶を作り得べきやと問ふ桶屋の主人は作り得べしと答へければ少年は遙かに妓樓の若者を指して主人よ示し然らば出來たる上は彼の男よ渡

たゞ代金も彼れより受取り呉れよ吾は今より家よ還りて葬式の準備をせんとて身を起こして四五間歩み出でしが又桶屋の方を見反りて一時間の後ちよは必き出来る乎と高聲よ問ひければ桶屋の主人も高聲よて必き出来まよと答へたり少年の妓樓の若者の待ち在りし處に來り今桶屋よ到り金を借りんとせしに生憎彼の家にも蓄たくわなけれども今より一時間の後ち他より入金ある筈なればそれを以て汝よ拂はんと云へり汝其時刻まで彼の家の見世に在て待ち受取り呉れよと云ふ若者の現に少年と桶屋の主人とが高聲よて問答せし語を聞き居たれば

毫も少年の言を疑はせ桶屋の見世よて待て在りしが一時間の後ちよ至り桶屋の主人より棺桶を渡し代金を請求せられければ大に驚き具さよ自分おれの少年よ随ひ來りしより事の此よ至りし顛末うしろを語りしにぞ是に初めて双方とも其欺られたるを悟れり

○横濱開港の頃なりと聞く武州熊谷驛の旅店某の家旅店の名は知りをれど故ざと記るさずよ或る日一個の商人泊りけるが旅店の主人を呼び吾は横濱の商人よて西洋人に頼まれ三毛の雄猫を買はんと言國を旅行する者あるが若し此邊よ三毛の雄猫を有てる者あらば二百兩にて買はんほよ世話と

吳れよといふ主人は只今心當りは無けれども
 相識の者よ尋ねて若し有らば御世話せんとい
 ひけれを彼の商人然らば吾越後路と廻り歸路
 再び立寄るべければそれまで見付け置き吳
 れよ念の爲め手附金を置ゐんとて金五十兩を
 渡し翌朝出立せり旅店の主人は金の儲かるこ
 なれば相識の處は勿論其他處々手を盡くして
 探がしたれども全体三毛の雄猫は世よ稀れあ
 るものゆゑ何くとも無ありしは失望してあ
 りけるところ此程より上州桐生の生糸商なり
 と稱し最美しき妾を携へたる豪商体の男此旅
 店の奥坐敷に滯溜しけるが右の妾一匹の三毛

猫を常よ愛翫し居り旅店の主人は其客人の
 徒然を慰めんと奥坐敷に來り四方山の談の序
 ふと妾の膝よある三毛猫を見るよ雄猫なりけ
 れば心大よ喜び客人よ向ひ甚た失禮には候へ
 ども其猫私へお譲りくたされ間敷哉必ぞ相當
 の御返禮は仕らんといふ客人は妾と共にあ
 り肯むる氣色なりしが只管懇請して止ま
 ざりければ終に百兩なれば譲らんと云へり百
 兩で買ても之を二百兩で横濱の商人よ賣れば
 百兩の利あるを以て忙しく百兩の金を出たし
 て之を買へり翌日右の客人は妾を伴れ桐生へ
 向け出立せしが其後數月を経ても猫を買はん

と云ひし横濱の商人來らぎ其中猫の毛色どん
 薄らぎ終に全く白猫となりしは主人は
 漸く其騙られたるを悟りしや猶ほ念晴らし
 横濱と桐生へ人を遣り宿帳に記るゝある商
 人の宿所を調べさせしに其所に住む者は全く
 別人なりしと云ふ蓋し猫の毛色は染料を以て
 染め成したるなり
 支那戰國の時代に司馬憲といふ人中山に相
 たり中山王の美人に陰簡と云ふ者あり司馬憲
 を忌む田簡と云ふ人司馬憲に謂て曰く趙の使
 者來らば密かに陰簡の美なるを語りたふへ
 趙王必ぞ中山王に彼れを請ふならん中山王彼

れを與ふれば公内に敵なし若し與へざる時は
 公中山王と勧め彼れを立て正妻と爲さしめた
 まへ然らば陰簡公の恩に感し再び公に對し害
 心を抱くところあるますと司馬憲田簡の言に従ひ
 趙の使者は陰簡の美なるを語りしに趙王果
 して中山王に彼れを請へり中山王與へざりけ
 れば司馬憲王は申すやう君若し與へざれば趙
 王必ぞ大に怒らん大に怒れば君必ず危し因て
 陰簡を立て妻となしたまへ然らば人の妻を請
 ひ得ざりて人を怨む道理なければ趙王も如何
 ともする能はざるべしと
 楚の臣は江乙といふ人あり楚の宰相昭奚恤

を楚王よ悪ませんと欲ほせれども己れ獨りでは力足らずと思ひければ楚王の信用を得たる山陽君といふ人を味方よせんと故さと楚王よ山陽君を封せんと請ひこし楚王之を承諾せり昭奚恤之を聞き楚王を諫て曰く山陽君は楚國よ功なく封ぜべからせと因て山陽君は深く昭奚恤を恨ま江乙に味方して彼れを害せんとせり○郢人に三年楚國の獄に在て其罪未だ決せざる者あり罪人の宅は官に没収するに當時の法律なるを以て人をして己れの宅を官に請こひしめ己れ罪に當るか否やを卜せんと欲せり仍て此事を或る人よ囑たのむ或る人は楚の宰相昭奚恤

に郢人某氏の宅に拙者所望なれば拙者よ下渡されたりと請ふ昭奚恤郢人某氏は罪よ當らざれば其宅官に没収す可らせ故に足下の望お應ト難しと云ふ或る人は之を聞き辞こ去らんとせし時昭奚恤已よ彼れが爲めよ謀られたるを悔い彼れよ謂ひけるは奚恤誠心を以て足下を待つ足下如何なれば詐を用うるやと或る人拙者よ於て詐を用るたる覺え更よおしと云ふ昭奚恤曰く足下郢人某氏の宅を請ふて得せ而して却て悦ぶ色あるは詐に非せし何ぞやと○秦王翦をして兵六十萬人に將として楚を伐たしむ始皇自ら送て灞上よ至る王翦道すがら

始皇に美田宅園地を請ふと甚た多し始皇曰く
 將軍行け何ぞ貧を憂へんやと王翦が曰く翦大
 王の將となつて功あれども終に封侯を得ず故
 に大王が臣を嚮ふる時に及び田宅を請ひ子孫
 の計を爲すのと始皇大に笑ふ王翦既に關に
 至り使を遣り還て善田を請はしむる者五人に
 及びしは或る人曰く將軍の乞貸ねだりのため亦甚
 たしうらやと王翦曰く然らば秦王性疑深く
 人を信せず今秦國の甲兵を空うして専ら我に
 委す我多く田宅を請ひ子孫の計を爲し自ら堅
 くせせんば秦王に我を疑はしめんと
 ○長洲の人にて謝某といふ書生あり頻る酒を

嗜とけるが嘗て張幼于先生の門に游べり張幼
 于は宴會を好免とも家貧とて充分に客を酔
 すべし此酒を買ふ資力なし或る日美酒を得て
 客を招けり客の人数にあはして酒足らざるを
 知りければ預め酌しやくに出づる童子に戒めて人々
 の杯に率ね半杯づゝつがしめたり謝某は固よ
 り酒飲みかれは酒の足らざるに苦みしが忽ち
 一計を生し席を出で淨手して後ち紙に土塊を
 封トて童子を片蔭に招き云ひけるやう吾臆病
 發したるに因て酒を飲むよりよからぬと全
 く飲まぬも先生に對し不敬なれば今汝に數文
 の錢を與ふるはとよ我が杯に酒をつぐ時は少

しづゝつぎ呉れよとて右の土塊を封トたる紙包を授けて再び席に着けり童子の紙包を開き見るに中なかあるは錢にはあらで土塊なりければ大に恨み謝某の杯は酒をつぐ時の困まらせせてやらんと故ことと一杯づゝつぎとよぞ謝某の是日人より一倍の酒を飲ひむを得たりと云ふ

○清河の胡常と汝南の翟方進との同代の儒者なり胡常は先輩なれども世間の評判は却て翟方進の下したに出でければ心大に妬み常に人ひとに對して翟方進を誹ひ謗わせり翟方進之を知り胡常が書生を集めて經書の講義を爲す時を伺ひ屢門下の書生を遣り疑難ぎなんを質問して其説を筆記せ

しめしかば胡常の翟方進が己れを推おせを知り遺いがに意い自得じとくせむ其後そのち士大夫の間まに居るやい、つゝ翟方進を稱讚せしとぞ

○王陽明十二歳の時父は官遊して京師に在り繼母のためは虐待せられければ之を免かれんと欲し繼母の性迷深さを奇貨とし或る夜窃かに起き出で五つの土偶人を室門むろかどに列べ置けり繼母の晨あしたに起き之を見て不吉の兆となし大に心配せり他日復た此くの如くしければ母は愈い駭おどきたれども猶なほ不な相あひ替からぬ陽明を虐待せり仍て陽明は鳥屋より異形の鳥を買ひ來り之を繼母の衾内へ入れ置けり繼母の衾を整へんと

して怪鳥の飛出でしを見て大に惧れ巫媼を召して之を問ふ陽明金を巫媼に贈り詐て先妻汝が其遺子を虐待するを怒り今天に訴へ陰兵を遣ひして汝が魂魄を收む衾内より出でし鳥は即ち陰兵なりと謂はしむ繼母之を聞き大に慟哭して頭を叩き陽明に罪を謝しければ陽明も亦泣拜良や久しうせり此時巫媼は故さと恨らめしけなる様子を爲し蹶然甦へる是れより繼母の性驟かに改まり大に陽明を慈くしむ

○明朝の時代京師に盜あり貴人の衣冠を着け馬市に詣り其邊にて胡牀を賣り居たる者に錢を與へて曰く吾今馬に乗るによつて汝は胡牀

を以て侍せよと其人之を承諾しければ盜は馬主の處に到り吾駿馬を買はんと欲す騎り試みて可なれば即ち價を論せんと云ふ馬主は畏まり馬の口を取て盜を馬に上ほせければ胡牀を賣る者は其所に胡牀を設け盜が馬より下り來て之に坐するを待てり盜は馬に上ほり一鞭あて、一散に馳せ去りけり馬主は初め胡牀を設けし者は其僕なりと思ひしが己は其非なるを知り亟かに盜の跡を追ひかけたり盜は或る吳服屋に到り馬を門に繋ぎ見世に來ていふ吾は或る大家の執事なるが主人反物四五匹を買はんとす馬を以て質となせば暫らく吾に反物を

持ち去るを許るせ主人の意は叶はゞ價は望
 に任かさんと吳服屋は良馬を見て少しも疑は
 せ四五匹の反物を取揃へて之を盗に渡しけれ
 ば盜は之を擔ふて立ち去りぬ馬主を跡を追ふ
 て吳服屋に至り馬を牽き還らんとて吳服屋
 と争を生じ終に官に訟ふ有司決する能はざ其
 馬の價を双方へ平分せよめたりと云ふ
 ○ピシストレータス雅典を押領せんと欲し或る
 日驟車に乗り雅典の市場に出づ其身体も驟
 にも自ら傷け出血淋漓たりピシストレータス
 は是等の傷を人民に示し吾卿等の權利を保護
 せんとて反對黨に此くの如く傷けられ殆ど

一命を失はんとせりと告ぐ人民之を聞き大に
 憤激し急に會議を開き五十の壯士を擇でピシ
 ストレータスを護衛せしむピシストレータス
 は漸々護衛兵の數を増加し今や已に之を使用
 して其野心を逞うするに足れりと信ぜしかば
 こゝに假面を脱して急に雅典の保砦たるアク
 ロポリスを攻め遂に之を抜く
 ○斯波多の使人雅典に來りバイラスの事件を
 議を議成らんとするの光景あり雅典人アルキ
 バイヤデス之を破らんと欲し斯波多の使人を
 訪ひ謂て曰く吾貴國のためは盡力して公等の
 使命を全たらしめんと公等明日公會に出

せハ事局を決すべき全權を帯びて來れりと云
 ふ莫かれ恐らくハ我國人限りもなく公等に退
 讓を求め議或ハ纏り難からん若カモ唯ハ議シ
 て報告するのこの權を帯びて來れりと云はん
 には吾亦内に在て幫助せんと此言説き得て一
 應の理あるを以て斯波多の使人ハアルキバイ
 ヤデスハ貴諭の如くせんと約す仍て明日使人
 の公會に出づるやアルキバイヤデスの先づ使
 人に向て其地位と權限とを問ふ昨日まで雅典
 の委員ニシヤス其他の人ハ全權大使なりと明
 言せし使人ハ此時公會に向ひ吾等は事局を決
 すべき權を有せむ唯ハ商議するだけの權を委

任せられて來れし旨を告ぐ雅典人の使人の此
 言其前言と相違するを以て大に其首鼠兩端を
 憤る是に於てアルキバイヤデスの憤然として
 斯波多人の反覆無信を鳴らして之を詰責せし
 かの議終に破る
 ○ビスマルク公の骨牌遊を好む事の彼土の人
 の知る事なるが此につき一奇談あり曾て「シユ
 レスウイグ」ホルスタイン事件の起れる時奧國の
 大使と談判を開く事あり之に先づ數日公は
 大使と一堂の中に相會して骨牌を闘はせしが
 公は窃に彼れ大使をして己を粗暴過激ある
 人のやうに思はしめて談判上勝を制せんと目


論まれ乃ち之と相對する時極めて亂暴無法の
打方を爲したれば墺國大使は去る權謀のあら
んとは夢にも知らざ這は一國の大臣にも似き
無法なる人かなと思ひ取りし後日談判の時
大使の公の人となりと思ひ出し之を怒らして
は墺國の爲め忌々しき大事なるべしとて穩に
談判を爲し目出度く其局を結びよりとぞ

權謀學終

版權學終

明治廿二年九月一日印刷
同 九月七日出版

定價金廿五錢

發行者 原亮三 

東京市日本橋區本町三丁目拾七番地


印刷者 關幸吉

版權所有

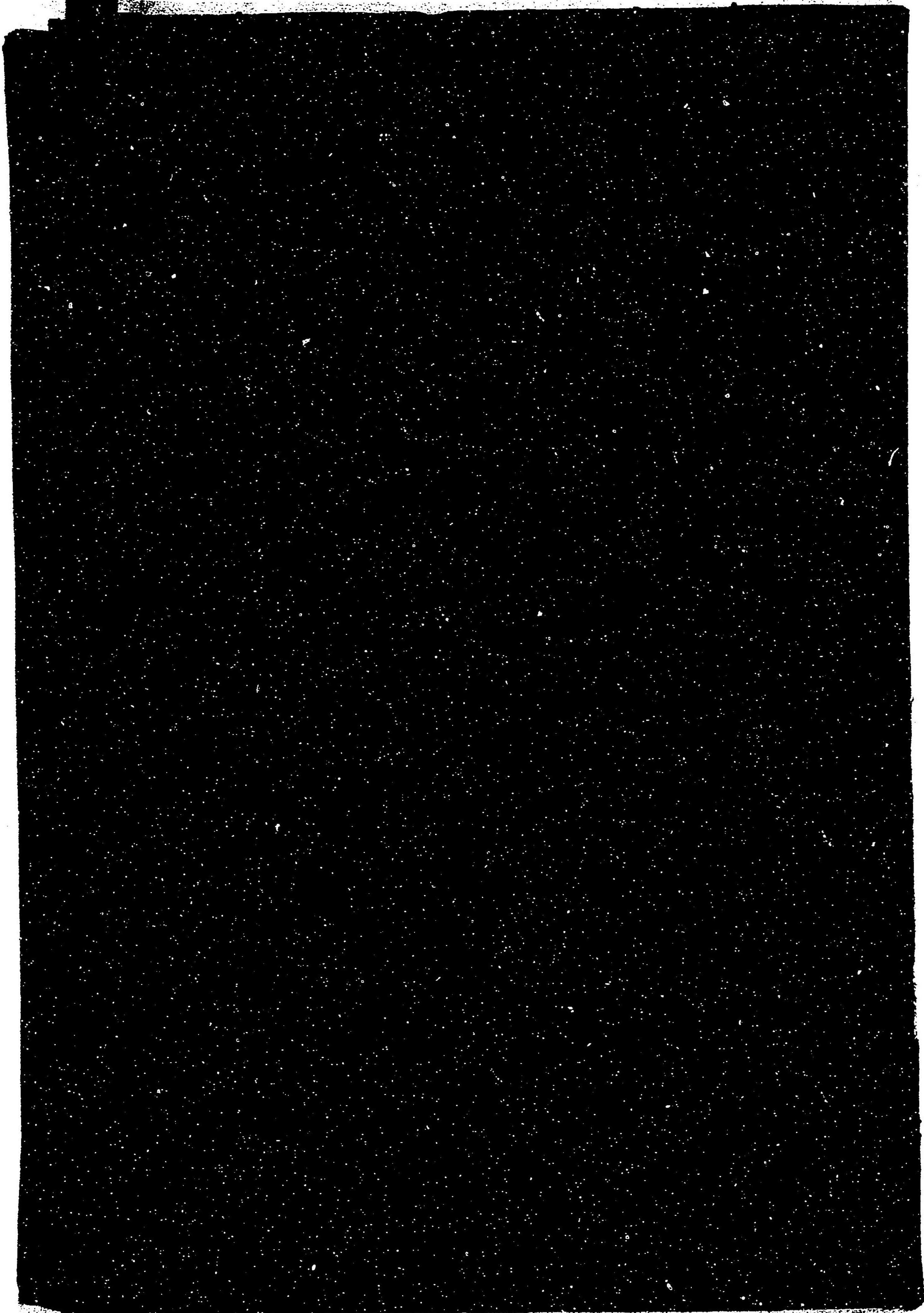
發兌 金港堂

東京市日本橋區本町三丁目拾七番地

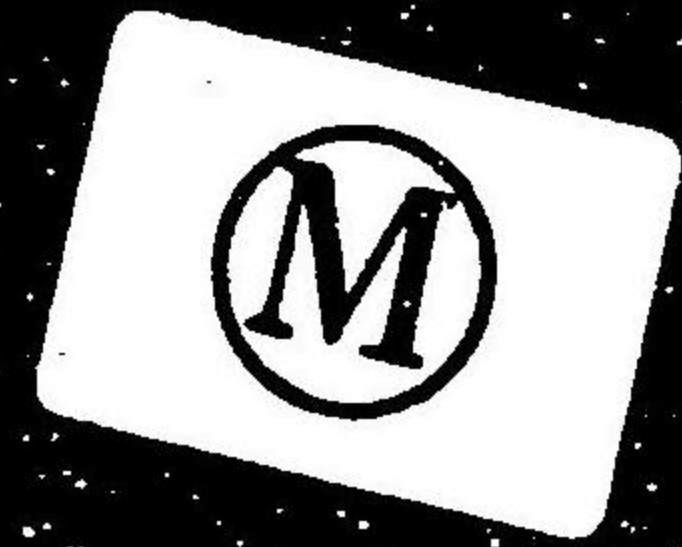
大賣捌 大阪北久寶寺町四丁目
金港堂支店



18
190



權謀學



051003-000-0

18-190

權謀学

金井 啓一 (柴舟) / 著

M22

BFA-0169

